令和８年度

Shinshu Partner VC 募集要領

令和８年７月長野県 産業労働部 経営・創業支援課

１．本取組の概要

１－１．事業趣旨

長野県では、イノベーションの創出を通じた持続可能な地域経済の発展を目指し、スタートアップ支援に取り組んでいます。2025 年に内閣府「第２期スタートアップ・エコシステム拠点都市」に選定され、スタートアップの成長を支える支援体制やエコシステムの強化に力を入れています。

県内スタートアップが求めるベンチャーキャピタルの皆様を長野県スタートアップ・エコシステムに呼び込み、スタートアップ・エコシステムの強化を図ることを目的に本事業を実施します。

１－２．募集概要

・主な対象は、県内スタートアップへの投資や投資先である県外スタートアップの県内事業展開支援を希望する VC です。 長野県では Shinshu Partner VC(以下パートナーVC という。)と連携し、県内スタートアップへの投資機会の創出や、投資先企業の県内での事業展開を支援することで、スタートアップの成長と県内産業の活性化を推進します。

・本要領に基づきパートナーVC に登録いただいた場合、出資先（予定も含む）のスタートアップへ長野県が別に募集する令和８年度スタートアップ創出・誘致強化事業での成長資金の申請をすることができます。

・パートナーVC 向けに長野県で活動するスタートアップのレポートの発信や投資先スタートアップが参加可能なコミュニティイベント等を開催します。また、HP でのロゴ掲載も含めたパートナーVC 紹介などを行います。

・パートナーVC 登録の受付期間は次のとおりです。

【受付期間：令和８年７月 28 日（火）～ 令和８年 10 月７日（水）】

【令和８年度 パートナーVC の募集スケジュール】

時期	内容
7 月 28 日（火）	募集開始
10 月 7 日（水）	募集締切　※応募書類の受領確認連絡は、いたしません。
10 月中旬	要件確認等 ※ 原則書面審査を予定していますが、必要に応じて、別途面談についてご連絡させていただきます。
10 月中下旬	Shinshu Partner VC の公表

２．パートナーVC の募集要件

２－１．パートナーVC の要件

本事業にて募集対象となるパートナーVC は、以下の形式要件・実質要件を全て満たす者です。

【形式要件】

⑴ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に定める、投資事業有限責任組合（ファンド）を運営する無限責任組合員（GP）などスタートアップに対して出資機能を有する法人であること。

⑵ 運営するファンドが、シード期以降のスタートアップを投資の対象としていること。

⑶下記の要件全てを満たす法人であること。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者でないこと。
③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
④ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
⑤社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
⑥労働関係法令を遵守していること。

【実質要件】

⑴ 投資先スタートアップへ適切な支援を実施していること。
⑵ 長野県を含む地方のスタートアップ投資に興味・関心を有しているとともに、投資領域等について、長野県のスタートアップが投資対象となりうること。
⑶ 県内のコミュニティに積極的に関与いただくなど、県内スタートアップの資金調達環境の改善など、エコシステムの形成に貢献する意欲を有していること。

２－２．依頼する連携内容

パートナーVC には、以下のご協力をお願いします。

⑴ ミートアッププログラムへの参加

パートナーVC と県内スタートアップで実施するミートアップイベントへの参加。

⑵ セミナー・勉強会の講師としての登壇

長野県等が主催するスタートアップ向けの資金調達に関する勉強会や事業会社向けのスタートアップ投資に関する勉強会において、講師として登壇。

⑶ コミュニティへの参加及びその他個別相談

本プログラム用のオンラインコミュニティへの参加およびコミュニティ内でのスタートアップからの質問や個別相談等の対応（長野県、委託事業者も参加）。

※ これらの事業への参加を依頼させていただいた場合に、所用により参加できなかった場合であっても、ペナルティはありません。

２－３．パートナーVC の努力義務

⑴ 本事業の活用に結びつくシード期からミドル期のスタートアップへの出資や、初回出資後の追加出資を実施すること。
⑵ 採択された事業者（スタートアップ）に対して、原則として、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
⑶ 採択された事業者の採択事業期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスにつなげること。
⑷ 事業者に対するハンズオン支援の進捗を、長野県の求めに応じ報告すること。
⑸ 採択された事業者から、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。

※この項目の内容は、上記「２－１パートナーVC の要件」ではありませんが、できる限りの遂行をお願いします。

２－４．登録期間

３年（2028 年度（令和 10 年）まで）

３．パートナーVC の登録プロセス

３－１．登録プロセス

長野県は、上記２の要件のほか、総合的な判断のもとパートナーVC を登録します。なお、登録に際して必要に応じて応募者に対しヒアリング審査を実施します。

登録プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

◆ 審査項目について

① 出資・支援実績

- シード期からミドル期のスタートアップへの出資実績
- 初回出資後の追加出資やハンズオンによるスタートアップの成長の実績

② ハンズオン支援の内容

- スタートアップの企業価値向上に対する具体的な取組
- スタートアップの事業化を支援する具体的な目利き能力や支援能力（本事業に従事するハンズオンメンバーの能力・実績）

③ 次の資金調達への取組

- 出資余力：ファンド規模、出資可能金額、出資可能期間、ファンド寿命等
- ネットワーク：次の資金調達候補となり得る国内外の VC、事業会社とのつながり等

④ 長野県地域経済への貢献

- 県内への事業効果の拡大
- 長野県の特性（自然・ものづくり・農業・観光等）を活かした産業育成への貢献

３－２．審査結果の通知及び公表

⑴ 審査結果の公表・通知

パートナーVC の法人名称は、事業ホームページ等にて公開します。また、審査結果については、別途応募者へ通知します。

⑵ 登録条件について

登録に際し、諸般の条件を付す場合がありますのでご了承ください。

４．登録期間の更新

登録期間の満了日までに、以下の条件を全て満たしたパートナーVC は、長野県との双方の合意に基づき、所定の登録更新書を提出の上、登録期間を１年間更新することができます。

なお、更新にあたっては、パートナーVC と長野県又は長野県から委託を受けた者との間で、状況確認等の個別ミーティングを行うこととします。

【更新条件】

⑴ 過去１年間に１回以上、パートナーVC として、「２－２．依頼する連携内容」記載のいずれかのプログラムに関与したこと。

⑵ 翌年度も引き続きパートナーVC として、「２－２．依頼する連携内容」記載のいずれかのプログラムに関与する意思があること。

⑶ 運営ファンドの投資方針（ステージ／領域）の大幅な変更がないこと。また、本事業に関与するキャピタリストの変更がないこと。（長野県と事前調整のうえ、変更した場合を除く。）

⑷ その他、パートナーVC として不適格な事由のないこと。

５．応募の手続

５－１．応募方法

■ **応募方法**

応募書式は下記、事業ホームページよりダウンロードしてください。

URL：https://vc.shinki-shinshu.jp/

応募書類については、以下までメールにて送付ください。

（Shinshu Partner VC 運営事務局）

株式会社バトンズ　担当者：則竹

E-mail：gr@batonz.co.jp

■ **添付書類（データ：全て必須）**

各号に掲げるもののほか、長野県が必要と認める書類を追加で求めることがあります。

※①～②については、それぞれＡ４用紙２ページ程度で作成をお願いします。

①応募書（様式①）

②ハンズオン計画（様式②）

③会社定款（様式は任意）

④ファンド目論見書、概要書等（様式は任意）

⑤会社の紹介資料（パンフレット、WEB ページ等）（様式は任意）

５－２．応募に関する注意

⑴ 応募書類の受理及び募集書に不備があった場合

応募資格を有しない者の応募書類又は不備がある応募書類は受理できません。

⑵ 秘密の保持

応募データは、本事業のパートナーVC の選定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報は、法令等に基づく場合の提供を除き、パートナーVC の選定に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

６．募集にあたっての留意事項

６－１．暴力団排除に関する誓約事項

パートナーVC の登録にあたり、次の事項について誓約します。また、長野県が暴力団排除に必要な場合には、長野県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

・長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、若しくは暴力団と密接な関係を有しているものでないこと

６－２．登録の取消

以下の場合、登録を取り消します。

⑴ 各要件に合致しなくなった場合

⑵ 応募書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合

⑶ その他長野県が登録について適切でないと判断した場合

７．参考

本事業の概要や募集方法などにつきましては、事業ホームページをご覧ください。

■トップページ URL：https://vc.shinki-shinshu.jp/

８．問い合わせ先

（Shinshu Partner VC 事業事務局）

株式会社バトンズ　担当者：則竹

E-mail：gr@batonz.co.jp

TEL：070-2488-2158

（長野県担当課）

長野県 経営・創業支援課 創業・承継支援係　担当者：関

E-mail：sogyo@pref.nagano.lg.jp

TEL：026-235-7194

本募集要領における用語定義

〇スタートアップ

革新的な技術やビジネスアイデアを持ち、社会課題の解決などを通じて社会に新しい価値を提供することにより、短期間での飛躍的な成長を目指す企業

〇パートナーVC（ベンチャーキャピタル）

スタートアップへの出資機能及び事業化支援機能を有する事業者（ベンチャーキャピタル等）。

〇スタートアップ創出・誘致強化事業

令和８年度中にパートナーVC から資金調達をしたスタートアップを対象に長野県が成長資金（最大 1,000 万円）を支援

支援対象	成長資金の額の上限
県内に本社又は、主たる事務所を置き、県内において事業をしようとするスタートアップ	1,000 万円※ ※　「パートナーVC からの出資額」又は 「認定事業費の１/２最大１，０００万円」以下

～～～